

# 経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 五嶋 義行

## 議案第58号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

### 住環境課所管分

委員より、「市営住宅の老朽住宅解体工事

については、どのような計画で進めているのか。」との質疑があり、

住環境課長から、「予算の範囲内で特に老朽化が進んでいる住宅から解体を進めているような状況です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「

住宅管理費の委託料、火災報知器交換業務委託料について、国庫補助金の減額配分に合わせ減額することだが、既存の火災報知器への支障はないの

る返還金なのか。」との質疑があり、農政課長から、「そのような内容です。国が50パーセント、県と市がそれぞれ20パーセント、計90パーセント分の補助金相当額を歳入で受け入れ、歳出で国県を合わせた70パーセント分を県に返還することで計上しています。」との答弁があり、また、委員より、「補助金返還となった主な要因

は。」との質疑があり、課長から、「故意に補助金交付申請を行ったということではなく、発注者である経営体側と受注者側の業者による見積書等の確認ミスが補助金返還の要因とされています。」との答弁がありました。

委員より、「歳入にある震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金648万1千円については事業者からの返還金で、歳出にある補助金返還金504万2千円は阿蘇市分を除いた国県に対す

る返還金なのか。」との質疑があり、農政課長から、「そのような内容です。国が50パーセント、県と市がそれぞれ20パーセント、計90パーセント分の補助金相当額を歳入で受け入れ、歳出で国県を合わせた70パーセント分を県に返還することで計上しています。」との答弁があり、また、委員より、「補助金返還となった主な要因は。」との質疑があり、課長から、「故意に補助金交付申請を行ったということではなく、発注者である経営体側と受注者側の業者による見積書等の確認ミスが補助金返還の要因とされています。」との答弁がありました。

## 議案第68号「工事請負契約の締結について」

委員より、「本契約

は日本下水道事業団との随意契約であるが、一般業者との競争入札

としない理由は。」との質疑があり、また、別の委員より、「建物

躯体の耐震性であれば、一般業者でも請負可能なのでは。」との質疑

があり、住環境課長から、「下水道事業は、

下水道法で資格ある者が設計・監理を行うと

されており、市職員にその資格を有する者がいないため、それを支援するために設立され

た下水道事業団に業務を依頼するものです。

また、本事業は躯体部分だけではなく、付随する電気設備、機械設備やポンプ設備が一体

となった工事で、一般建築との内容とは異なることから、代行できる唯一の機関『日本下

水道事業団』に依頼するものであります。」との答弁がありました。

委員より、「変更契約に至る経緯として、当初の契約時にこのようなことが起こらないように事前の予測は出来ないのか。変更契約は慣例となっているのでは。」との質疑があり、住環境課長から、「変更契約に關しましては、設計単価の変更などは原則ありません。

変更契約が発生する理由に、工事を進める中で不測の要件が発生することもあり、また、現場での数量にどうしても増減が生じ変更が必要となります。委員

## 議案第69号「工事請負契約の締結について」

委員より、「変更契

約に至る経緯として、当初の契約時にこのようなことが起こらないように事前の予測は出来ないのか。変更契約は慣例となっているのでは。」との質疑があり、住環境課長から、「変更契約に關しましては、設計単価の変更などは原則ありません。

変更契約が発生する理由に、工事を進める中で不測の要件が発生することもあり、また、現場での数量にどうしても増減が生じ変更が必要となります。委員

委員より、「歳入にある震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金648万1千円については事業者からの返還金で、歳出にある補助金返還金504万2千円は阿蘇市分を除いた国県に対す

の皆さまにはご理解いただきたいと思います。」との答弁がありました。他の委員より、「変更契約に伴い事業費が増額した場合、国庫補助はどのようになるのか。」との質疑があり、課長から、「国から承認いただいている予算の範囲の中での調整を行い影響はありません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 認定第1号「平成30年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

#### 建設課所管分

委員より、「橋梁長寿命命化対策事業について、橋梁の点検については優先順位を付けて整備を進めるとのことだが、ど

のような点検内容なのか。」との質疑があり、建設課長から、「点検は5年をかけて約500の橋梁を点検し、そのデータを基に整備計画を進めるというものです。」との答弁がありました。

#### 観光課所管分

委員より、「今後、国道やJR豊肥本線などの開通を控え、観光客誘

致に向けた具体策は。」との質疑があり、観光課長から、「開通後の対応としては、県と民間の方々に広告宣伝を強く行い、観光課では受入体制の整備を図るなど、関係機関と協議をしっかりと進めているところであります。」との答弁がありました。

#### まちづくり課所管分

委員より、「商工業の振興にある、ふるさと応援寄附金について、例えば今回無償化とならな

い3歳児未満の保育料に充てるなど寄附金を活用するような検討はできないのか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「ふるさと納税を原資に補助事業等を行った場合、納税額の増減に影響されることも想定され、今後、関係各課との十分な協議が必要であると考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

### 認定第12号「平成30年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

委員より、「有収水率を向上させるためには、水道技術者の育成と増員

が必要と思われるが。」との質疑があり、水道課長から、「技術者の育成は行っていますが、課

員は日常業務に追われ、有収水率を向上させるための漏水調査は業務委託で対応しているような状況です。」との答弁があり、水道局長から、「水道技術者を含めた土木技術者の増員については、募集はしていますが応募される方がおらず、また、管路に関しましては集落間の距離が長いことも漏水箇所の確認作業に手間取ることも理由にあります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「基幹管路耐震化の推進について、今後、想定される耐震計画の経費はどの程度考えているのか。」との質疑があり、課長から、「本年、耐震化に関する調査を行っており、現段階での把握はできていません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

### 請願第1号「熊本県における主要農産物種子条例の制定における意見書を求める請願書」

議会事務局長から補足説明があり、委員より、「請願者は農政連阿蘇総支部となっているが、主要農作物種子法が廃止される前に、本請願が提出されるべきであったのではと思われる。」との意見があり、別の委員より、「本請願は農政連が中心になっているが、内容は各農家が主になっ

て行動されたと聞く、やはりJAあたりが強く行動すべきであったと感じている。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は採択すべきものとし、本会議の請願採択となった場合、経済建設常任委員会からの委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。



浸芽中の種もみ